五　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］

二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の(一)に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該区域に係る地域の名称
［一～九　略］			
一〇　削除			
［一一～五四　略］			

改正前

［一　同上］

二　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の(一)に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該区域に係る地域の名称
［一～九　同上］			
一〇　放送業務用	(一)　東京都港区台場二―四―八（一二一） (二)　千葉県木更津市椿三一八（七六）	二七・二 二八・四	千葉県　袖ケ浦市　坂戸市場、奈良輪、福王台、神納
	(一)　東京都港区台場二―四―八（一二一） (二)　千葉県木更津市椿三一八（七六）	二・五	東京都　港区　台場 江東区　青海
		五〇	
		〇	
［一一～五四　同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。